

ニチハ金属保証システムのご案内

金属製 外壁材・屋根材 (新築・リフォーム)
外装【雨水の浸入防止】

ニチハ金属外装工事店と連名による

10年保証を開始!!

(元請会社様向け)

品確法に対応し、強力な業務支援となります。

2000年(平成12年)に「住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)」が施行され、新築住宅の取得契約に於いて、基本構造部分(構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分)の瑕疵について10年間の担保責任を負わねばならないことが義務づけられました。「雨水の浸入を防止する部分」に「外壁」・「屋根」が含まれています。こうした住宅の外装については、瑕疵が生じた場合、商品と工事の両方に責任を問われます。

住宅会社・リフォーム元請け会社様などは、品確法に備えて完成保証などに加入されていますが、外装に関しては施工責任を問うケースが多くなっております。そこでニチハはニチハ金属外装工事店と連名で元請会社様などに対し保証するシステムを提供いたします。

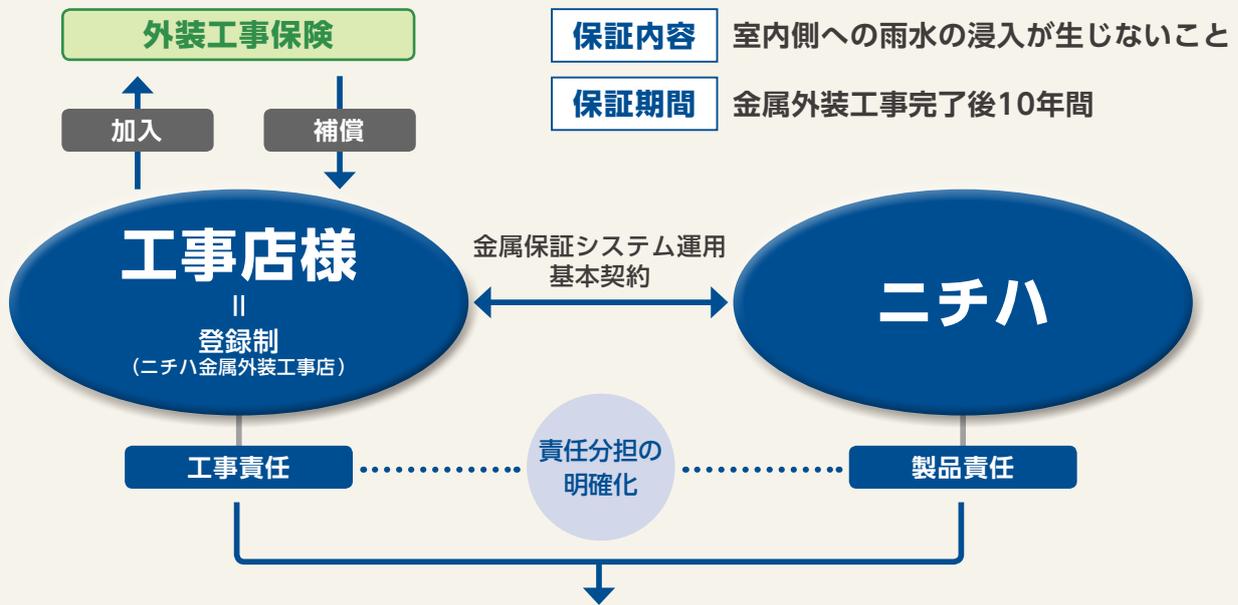
住宅会社様を対象とし、「室内側への雨水の浸入が生じないこと」を保証します。

材料に起因する「室内側への雨水の浸入」については、ニチハが責任をもって補償いたします。

工事に起因する「室内側への雨水の浸入」については、ニチハ金属外装工事店が責任をもって補償いたします。

ニチハ金属保証システムの概要

ニチハ金属保証システムは、一般の製品保証とは異なり、工事店の登録制など各諸条件が必要となります。



連名で保証 … 物件毎 (雨水の浸入防止10年保証)

ニチハ金属外装工事店(登録制)による施工物件で所定の申請手続きをされた物件に対して
ニチハ金属外装工事店と連名による保証書を発行。

元請会社様(住宅会社・リフォーム元請け会社・工務店)

※ニチハ金属保証システムに関する詳しい内容は、最寄りの弊社営業所までお問い合わせください。

■保証期間

保証期間は、施工完了日から10年間といたします。ただし、ニチハ株式会社出荷後6ヶ月を超えた製品を使って施工された場合、出荷日から6ヶ月を経過した日の翌日を保証期間の始期とします。なお、本保証に基づき補償が行われた場合でも保証期間の変更はありません。

■保証対象地域

沖縄県および離島を除く日本国内に限ります。

■保証条件

- (1) 弊社が定める設計施工資料集(施工当時の最新版)に従い、純正または推奨の部材を使用し、標準施工法で施工されている、日本国内の木造軸組、木造枠組みおよび鉄骨造で弊社より保証書が発行された物件。
- (2) 弊社ホームページに掲載する内容などに準じた適切な施工、および適切なメンテナンスがなされていること。また、建物は建築基準法や関連する法律に準じて建築されていること。
- (3) 不具合が発見されたとき、お施主様より速やかに住宅会社様に、その不具合について通知されていること。
- (4) 住宅会社様が、保証書発行申請書原本と弊社が発行した保証書を保管していること。
- (5) 不具合発見後直ちに、当該不具合が完全に補修されるまでの間、当該箇所以外に影響を及ぼさないように保護措置がとられていること。
- (6) 保証対象品が完全に補修されるまでの間、住宅会社様、施工関係業者様および弊社が当該不具合が発生した物件へ立ち入り、調査を行うことをお施主様に許諾いただけること。

■保証対象者

住宅会社様を対象とします。また保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、あるいは担保の用に供することはできません。

■責任範囲

- (1) ニチハ株式会社の販売する商品自体の瑕疵による不具合については、ニチハ株式会社とその責任で補償する。
- (2) 外装工事の瑕疵による不具合については、工事店がその責任で補償する。

■補償方法

保証内容に抵触する事態が生じた場合は、住宅会社様が保管している保証書および保証書発行申請書をご呈示いただいた上で、不具合が対象製品に起因することを弊社が認めることを条件に、不具合が生じた部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度に修復させるものとし、次のいずれかのうち、弊社が最も適切と判断した方法をもって対応します。

- (1) 不具合部分の対象製品自体の補修。
- (2) 不具合部分を対象とした代替製品の無償提供。
- (3) 不具合部分を対象とした下記に査定する販売価格(※)に相当する金額の返金。
 - ・ 施工後2年以内に発覚した不具合の場合、販売当時の販売価格を上限として弊社が査定する金額。
 - ・ 施工後3年目以降保証期間満了までの間に発覚した不具合の場合、経過年数ごとに減額された製品査定額を上限として弊社が査定する金額。※ルーフィングシート・シーリングなどの付属部材、胴縁下地、仮設足場および施工手間に相当する価格は除きます。
- (4) その他、協議の上最も適切と判断した方法。

■免責事項

- (1) 建物の場所に関するもの 一変質・変形するおそれのある場所に使用されたことに起因する不具合—
一般に通常の環境条件下で正常に使用された場合に保証するものとし、下記のような特殊な環境、過酷な条件下で使用された場合を除きます。
 - ① 海岸線より、センターサイディングiシリーズは1km以内、その他は5km以内、超耐久 横暖ルーフは500m未満の塩害発生の恐れのある地域での不具合。
 - ② 融雪剤・凍結防止剤・塩などによる塩害発生の恐れのある地域での不具合。
 - ③ 通常の経年変化による汚れ・変色などで同種の近隣住宅と不具合程度に差がない場合。
 - ④ 地盤もしくは周辺環境に起因する不具合。
 - ⑤ 特殊環境地域(温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩酸を発生する施設や工場、塩害地域、湖・河川などの周辺で常時しぶきがかかるような地域、煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域)における不具合。
- (2) 施工に関するもの 一施工管理に起因する不具合—
 - ① 弊社の商品カタログ、設計施工資料集、取扱説明書、ホームページなどに掲載された事項に反する、または遵守されない設計、保管、搬送、施工による不具合。
 - ② 弊社純正または推奨の付属部材を使用しなかった場合および弊社製品以外の部材による不具合。
 - ③ 加工時、運搬時、施工時および不適当な保管方法により発生した不具合。
 - ④ 釘部の錆、加工時の切り粉および付着物などを、清掃および補修を行わず放置したために発生した不具合。
 - ⑤ 加工部(切断面、端面、現場加工部)またはボルト、ナット、釘、ビス、連結金具、異種金属などとの接触およびその近傍に発生した不具合。
 - ⑥ 防蟻、防蟻などの化学薬品で処理された木材などとの組み合わせ使用による不具合。
- (3) 使用部位に関するもの 一水が滞留する部分、高温、多湿となる部分に使用されたことに起因する—
 - ① 台所、浴室、トイレなどの極端に湿気の多い場所で発生した不具合。
 - ② 高温環境下にある熱源の近傍における不具合。
- (4) 施工後の問題に起因するもの
 - ① 居住者(管理人を含む)または第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失による不具合。
 - ② 施工後の外力によって発生した損傷。
 - ③ 外装材施工完了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板などの取り付け工事による不具合。
 - ④ たわし・ブラシなどの不適切な器具および薬品を用いた洗浄または不適切な高圧洗浄による不具合。
 - ⑤ 軒下、庇の下部、出窓の下部などの雨のかからない箇所での定期的洗浄不足による不具合。
 - ⑥ 隣接する他の構造物からの汚れまたは鉄道などからの鉄粉によるもらい錆で発生した不具合。
 - ⑦ 動物の排泄物の存在する箇所での発生した不具合。
 - ⑧ 強い水によるよごれ、もらい錆、カビ、藻類による不具合。
 - ⑨ 内部結露による裏面からの不具合。
- (5) 製品に起因しない不具合
 - ① 建築・躯体の構造および仕様に関わる設計および施工不良、または建築基準法および関係法規に違反した仕様による不具合。
 - ② 下地材の品質、下地材の腐食・腐朽または経年変化による下地材の反り、くりによる不具合。
 - ③ シーリング自体、補修塗料、現地塗装を使用した箇所およびそれらに関わる不具合。
 - ④ 天災、地震、火災などの不可抗力による災害により発生した不具合。
 - ⑤ 施工当時実用化された技術では予測が不可能な現象による不具合。
 - ⑥ その他弊社の責に帰さない事由によるもの。
- (6) 不具合を放置したために拡大した被害に関するもの
 - ① 保証期間経過後に申し出たものまたは保証期間内に生じたものでも発見後1年以上申し出がなかった場合。
 - ② 保証書または保証書発行申請書の原本を紛失した場合、あるいは保証書または保証書発行申請書に事実と異なる記載がある場合。

※ニチハ金属保証システムに関する詳しい内容は、最寄りの弊社営業所までお問い合わせください。